

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、左官工として就労していた。

被災者は、B所在のC特定建設工事共同体を元請とするD改築工事に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、当該現場で突然倒れ、E病院に救急搬送されたが、搬送先の同病院にて死亡が確認された。死亡診断書によると、直接死因「急性心不全」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

###### (1) 被災者に発症した疾病について

被災者の直接死因は、死亡診断書によれば、「急性心不全」と記載されているところ、被災者の死亡時の状況、本件における各医師の意見等に鑑みると、当審査会としても、被災者は、平成〇年〇月〇日に、「心停止（心臓突然死）」（以下「本件疾病」という。）により死亡したものと判断する。

(2) ところで、被災者の本件疾病は、厚生労働省労働基準局長が策定した「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）の対象疾病であり、当該疾病の業務起因性を判断するに当たっては、認定基準に則して、「業務による明らかな過重負荷」の有無を判断するものとされており、当審査会としても、認定基準の策定の経緯から、その取扱いを妥当なものと認める。

(3) そこで、認定基準に基づいて検討すると、次のとおりである。

###### ア 異常な出来事について

被災者には、発症直前から前日までの間において、緊張、興奮、恐怖、驚がく等、また、緊急に、強度の精神的負荷を引き起こす突発的な又は予測困難な異常な出来事があったとは認められない。

###### イ 短期間の過重業務について

被災者は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間、宿泊先であるF会社の社員寮を拠点に、複数の現場において左官業務に従事していたことが認められるところ、請求人らは、被災者は、この間、連続して勤務しており、各

現場までの移動時間を含めると、極めて過重な状態にあった旨主張している。

この点、審査官は、被災者の労働時間について、決定書理由に説示しているところ、当審査会としても、同僚らの「作業の終了時刻は大体5時頃であるが、3日に1日くらいは午後9時頃まで作業が伸びていた」、「(同年〇月〇日から同月〇日まで)G市の現場は、被災者が運転していた」旨の申述を踏まえると、被災者が運転したとされる時間を負荷要因として考慮し労働時間とした、上記期間における被災者の時間外労働の認定(決定書別紙)は妥当なものと判断する。これによれば、被災者には、上記期間において、休日の就労を含めて50時間を超える時間外労働が認められる。もっとも、被災者は、この連続勤務の直前に5日間の連続した休日を取得しており、連続勤務の期間においても、深夜に及ぶ時間外労働は認められず、3日に1回の割合で時間外労働が認められるとされているものの、それ以外の日(10日間)については遅くとも所定労働時間内の就労である。そうすると、上記期間において、所定労働時間を超えて時間外労働を行ったとされるのは、継続しない5日間のみであり、社員寮までの移動時間を考慮しても、被災者は、同期間において、睡眠の確保が困難となるような就労状況にはなかったものと判断できる。この点、被災者の社員寮での状況について、同僚Hは、「亡くなった日も、一緒に車に乗っているときや食事中も、顔色は悪くなかったし、具合が悪かったりしたようには見えませんでした。」と述べており、同僚Iも、「被災者はその間、特に体調を崩したりした様子もなかったので、亡くなったと知らせを受けて、驚きました。被災者は体格もよくて健康そうにしていた」と述べている。一件記録を精査するも、本件疾病発症前において、被災者が疲労状態であったことをうかがわせるものは認められない。

なお、請求人らは、上記時間外労働のほか、出張業務による負荷を主張するが、一件記録を精査するも、決定書理由に説示するとおり、今回の出張による被災者の就労状況及び生活状況に特段の困難があったとの事情を認めることはできない。

したがって、当審査会としても、被災者は、発症に近接した時期において、日常業務に比較して特に過重な業務に従事していたとは認められない。

#### ウ 長期間の過重業務について

審査官が認定した労働時間(決定書別紙)によれば、被災者の本件疾病発

症前1か月における時間外労働時間は6時間30分であり、業務と発症との関連性が強いと評価できる100時間には及んでいない。発症前2か月ないし6か月の1か月当たり平均時間外労働時間は、発症前2か月が最長で38時間53分であり、業務と発症との関連性が徐々に強まるとされる1か月当たりおおむね45時間を超えていない。

この点、請求人らは、被災者が車に同乗した移動時間についても、労働時間として認定すべきである旨主張しているが、当該移動時間において具体的な指揮命令が認められないことを勘案すれば、業務の過重性を考慮する労働時間として評価することは適当でないと思料する。もっとも、拘束を受けている時間であることは否定するものではないが、審査官が認定した被災者の拘束時間によっても、被災者は、この間、必要な睡眠を確保できる状況にあったものと認められる。

したがって、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、被災者は、発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に従事していたとは認められない。

- (4) J医師作成の意見書によれば、「(被災者の死亡時の)CT写真からは、胸部から腹部大動脈及び冠動脈の一部に石灰化像が認められることからすると、動脈硬化が進行していたことが明らかで、急性心筋梗塞を発症し易い状態にあったと言える。」とされており、K医師も同旨の意見を述べている。この点、請求人及び同僚らからの聴取書等によれば、被災者には、数十年にわたる1日20本以上の喫煙習慣が認められる。

なお、被災者は、発症前日に、深夜0時過ぎまで相当程度の飲酒をしていたことが確認できる。

そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、被災者の基礎疾患である冠動脈硬化症が自然的経過の中で進行し、本件疾病の発症に至ったものとみることが相当であると思料する。

- (5) 請求人らは、発症当日の作業環境が寒冷であった旨主張するが、発症当日の就労状況は決定書理由に説示のとおりであり、急激で著しい作業環境の変化があったものとは認められない。
- (6) したがって、当審査会としても、被災者の本件疾病は、業務による明らかな過重負荷により発症したものと認めることはできない。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。